

# 平成27年 年頭所感

発行：日本置き薬協会 事務局

1943年、昭和18年、「薬事法」の名称が世に出、その約70年後の昨年11月25日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、略称「医薬品医療機器等法」、通称「薬機法」に変更された。それは日本が未体験の少子高齢社会、未曾有の高度情報社会のパラダイムに突入し、その状況に適合すべく法整備がなされたものと思われる。

今般の改訂においても配置販売業は、販売形態の一つとして位置付けられ、法遵守の下、今後の業務の進展が業者に委ねられているところだ。新配置に移行された配置販売業者においては、確りと対応されるであろう。

当協会の会員を含め、配置販売業協会、全配連、そして全配協の相当数の業者は既存配置を継続し、今後ともこの制度のもと業務の継続を図っていきたいと考えている。そのためには、既存配置を法的に安定させることが肝要であり、所謂「課長通知」に則る一定水準の研修を毎年継続的に履修していかねばならない。

現在、27年度「置き薬医薬品販売士認定講習」（通称「置き薬講習」）が進行中であり、今回で本制度を開始してこれが8回目となる。本協会は、既存配置存続にあたり、配置従事者の資質向上努力義務を当初から提唱し、それを確実に実施するために、日本薬業研修センター様と共に本講習制度を創設した。既存配置存続の是非を問われる中、各界関係者様からの意見を頂戴し、その整合を図りながら設計された当時のことを、昨日のこのように思い出す。7年間経過しても「置き薬講習」は大きな変更を受けることなく、受講する置き薬協会会員の既存配置従事者の資質向上は、着実になされている。

医薬品、医療機器業界を統合した薬機法が施行された中、旧薬事法により制度維持、存続を許された「既存配置販売業」の存在は、今後衆目に一層晒されることとなるだろう。

配置販売業の継続のためにも、多くの既存業者に「一定水準の講習」を、そして「置き薬医薬品販売士講習」への参加を促したいところである。

平成27年1月吉日

一般社団法人 日本置き薬協会  
代表理事 有馬純雄